

齒科保健課

1. 歯科口腔保健施策について

厚生労働省では、平成元年から80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした8020（ハチマル・ニイマル）運動を推進しており、その成果として8020達成者の増加や学童期のむし歯有病者率の減少など、国民の歯及び口腔の健康状態が改善されている。

歯・口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、平成23年8月には「歯科口腔保健の推進に関する法律」が公布・施行されている。本法に基づき、平成24年7月に「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（以下「基本的事項」という。）を策定し、令和6年度からは次期基本的事項を「歯・口腔の健康づくりプラン」として開始予定としている。

（1）歯・口腔の健康づくりプランについて

歯・口腔の健康づくりプランでは、社会環境の整備に関する取組を一層推進し、口腔の健康格差の更なる縮小を目指すとともに、健康寿命の延伸や健康格差の縮小につながるよう、国民の口腔の健康の保持・増進に更に取り組んでいく。都道府県等においても、地域の状況に応じた次期基本的事項に基づき、引き続き歯科口腔保健施策を推進していただきたい。

なお、計画期間については、次期国民健康づくり運動プランをはじめとした他の計画（医療計画、医療費適正化計画等）の計画期間と整合性を図ることとしており、令和6年度から令和17年度までの12年間とする。【PI歯3】

（2）歯科疾患実態調査

歯科疾患実態調査はわが国の歯科保健状況を把握し、今後の歯科保健医療対策を推進するための基礎資料を得ることを目的としており、歯・口腔の健康づくりプランのベースラインの提示・中間評価及び最終評価に必要なデータソースとして令和6年度から4年ごとに実施することとしている。各都道府県におかれては、調査の実施に引き続きご協力いただきたい。【PI歯4】

（3）歯科口腔保健の推進に関する主な事業

① 8020運動・口腔保健推進事業

「8020運動・口腔保健推進事業」において、地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、歯科疾患の予防や口腔機能の維持向上のために必要な事業、要介護高齢者等への対応や人材育成等の実施に対する財政支援を実施しているところ。

都道府県等からの本事業に関する要望等を踏まえて、来年度は一部事業内容の拡充や補助要件の見直しを予定しており、「歯科疾患予防事業」・「歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進等事業」について、人口規模の大きい都道府県及び保健所設置市の補助単価等を見直すこととしている。

各都道府県におかれては、市町村へ周知いただくとともに、市町村支援に引き続き努めていただき、当該事業も活用しつつ、更なる歯科口腔保健施策を推進していただきたい。【PI歯5】

② 歯周疾患検診について

健康増進事業においては、市町村が行う各種取組に対する国庫補助を実施しているが、その中で、現在、歯周疾患検診の対象となっていない20歳・30歳を対象に加えることにより、生涯を通じた歯科健診（検診）の機会を確保し、歯・口腔の健康の保持・増進を図ることとしている。

各都道府県・市町村におかれては、生涯を通じた歯科健診（検診）に向けた取組の推進として、歯周疾患検診をさらに推進していただくようお願いしたい。【PI 歯5】

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項について

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項

- 平成23年に施行された「歯科口腔保健の推進に関する法律」の第12条第1項において、厚生労働大臣は歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を定めることとしている。
- 歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項では、同法において規定されている国及び地方公共団体が講ずる施策について、総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定める。

国及び地方公共団体が講ずる施策（第7～11条）

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等

参考）歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）

（歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等）

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

- ◆ 平成24年7月に、歯科口腔保健に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的事項として、平成24年から平成34年までの10年間の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（第一次）が定められた。
- ◆ 令和3年には、都道府県等の策定する医療計画等の期間と調和を図る観点から、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の期間を1年延長し、令和5年度までとされた。なお、令和4年度に最終評価が実施された。
- ◆ 令和6年度から令和17年度までの12年間の「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（第二次）は、「歯・口腔の健康づくりプラン」として、歯科口腔保健に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的な事項を定めることとしている。

歯科口腔保健の推進に関するグランドデザイン

歯科口腔保健パーパスの実現のために、以下に示す方向性で歯・口腔の健康づくりを進める。

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

適切な食生活の実現や社会生活等の質の向上

歯・口腔の健康が関わる疾病の予防・重症化予防

健康で質の高い生活のための歯科口腔保健の実現 歯・口腔に関する健康格差の縮小

歯・口腔の健康のための個人の行動変容

口腔機能の獲得・維持・向上

良好な口腔領域の成長発育

歯科疾患の発症予防

歯科疾患の重症化予防

生涯にわたる歯・口腔の健康

歯科口腔保健の推進のための社会環境の整備

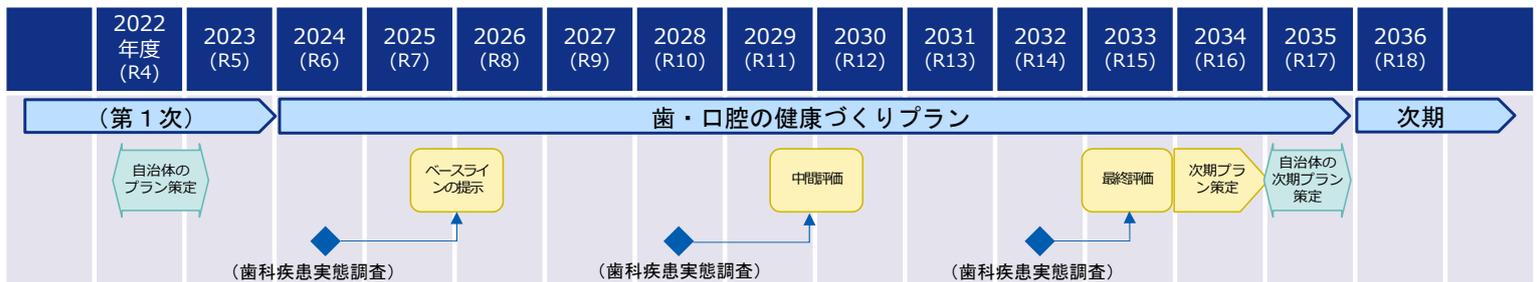
誰一人取り残さないユニバーサルな歯科口腔保健を実現するための基盤の整備

歯科口腔保健を通じた医療への橋渡し

様々なサービス等との有機的な連携

歯・口腔の健康づくりプランのスケジュール

- 歯・口腔の健康づくりプランの計画期間については、健康日本21（第三次）をはじめとした他の計画（医療計画、医療費適正化計画等）との計画期間を一致させ、整合性を図るために、令和6年度から令和17年度までの12年間とする。
- 歯・口腔の健康づくりプランの中間評価をプラン開始後6年を目処に、最終評価を同10年を目処に行い、計画期間中に次期（令和18年度開始）の基本的事項の策定のための期間を設ける。
- 歯・口腔の健康づくりプランの評価のためのベースラインはプラン初年度である令和6年度の値とし、目標値は令和14年度として設定する。
- ベースラインの提示・中間評価及び最終評価に必要なデータソースである歯科疾患実態調査は、次期基本的事項の評価実施時期を踏まえ、令和6年度から4年ごとに実施する。



新規 歯科疾患実態調査

令和6年度予算案 86百万円（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 本調査は、わが国の歯科保健状況を把握し、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」や「健康日本21（第三次）」等の各基本計画の評価など、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 次期基本的事項の計画期間については、他の計画（健康日本21、医療計画、医療費適正化計画等）との計画期間を一致させ、整合性を図るために、令和6年から12年間としており、ベースラインの提示・中間評価及び最終評価に必要なデータソースである歯科疾患実態調査は、次期基本的事項の評価実施時期を踏まえ、令和6年から4年ごとに実施予定。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

○ 客体・抽出方法

- 令和4年調査においては、国民生活基礎調査の調査区に設定された単位区から、300単位区を無作為に抽出し、当該単位区内の満1歳以上の世帯員を報告者とした。（300単位区内の満1歳以上の世帯員総数は約15,000人）。
- 令和6年調査では、地域間における健康格差を評価する観点から、対象地区を拡大して実施予定。

（参考）令和4年実績：調査客対数約15,000人、被調査者数2,709人（うち口腔内診査受診者2,317人）
平成28年実績：調査客対数約19,000人、被調査者数6,278人（うち口腔内診査受診者3,820人）

○ 主な調査事項

- （1）歯や口の状態 （2）歯をみがく頻度 （3）歯や口の清掃状況 （4）過去1年間における歯科検診受診の有無
（5）過去1年間におけるフッ化物応用の有無 （6）矯正治療の経験の有無 （7）歯・補綴の状況 （8）歯肉の状況 等

【実施主体：厚生労働省（委託先：都道府県・政令市・特別区）】



令和6年度当初予算案 12億円(11億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定されている歯科口腔保健施策を総合的に推進するための「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」(平成24年度制定)に基づき、各地域において様々な取組が実施されている。
- 令和6年度より、「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項(第2次)」が開始され、地域における歯科健診やフッ化物局所応用等の歯蝕予防対策、歯科関係職種等の養成等の歯科口腔保健施策の推進に関する取組を今まで以上に実施することが求められている。
- また、「骨太の方針2023」において、「生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)に向けた取組の推進」も含めた、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとしていることも踏まえ、自治体における歯科口腔保健の推進のための体制の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

1. 8020運動推進特別事業

歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業(都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く)に必要な財政支援を行う(平成12年度から実施)。
【実施主体:都道府県】補助率:1/2相当定額

- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
 - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
 - ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

【事業実績】
元年度46箇所、2年度44箇所、3年度44箇所、4年度45箇所

3. 歯科口腔保健支援事業【拡充:ライフステージ別に効果的な普及啓発を実施】

国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発を行う。

- 【実施主体:株式会社等】
- ・ 歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
 - ・ マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
 - ・ セミナー、シンポジウム等の開催等



2. 都道府県等口腔保健推進事業【一部拡充】

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、歯科口腔保健の取組を進めるため実施される歯科保健事業を行う(平成25年度から実施)。

【実施主体:都道府県、政令市、特別区、市町村】(※補助メニューによって異なる)補助率:1/2→1/2相当定額

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業
【事業実績】元年度43箇所、2年度46箇所、3年度46箇所、4年度49箇所
- 2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業

I 歯科疾患予防等事業【拡充:都道府県・保健所設置市の補助単価の見直し】

- ① 歯科疾患予防事業【都道府県・保健所設置市については1,211千円→1,782千円】
- ② 歯科健診事業
- ③ 食育推進等口腔機能維持向上事業

II 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進事業【拡充:都道府県・保健所設置市の補助単価の見直し】

- ① 歯科保健医療推進事業【都道府県・保健所設置市については1,069千円→2,001千円】
- ② 歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業

III 歯科口腔保健推進体制強化事業

- ① 歯科口腔保健調査研究事業
- ② 多職種連携等調査研究事業

IV 調査研究事業

- ① 歯科口腔保健調査研究事業
- ② 多職種連携等調査研究事業

【事業実績】I 元年度66箇所、2年度104箇所、3年度163箇所、4年度200箇所
II 元年度65箇所、2年度53箇所、3年度64箇所、4年度70箇所

歯周疾患検診の対象年齢拡大

令和6年度予算案 健康増進事業の内数

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要。
- なお、昨年度に公表された「骨太の方針2022」では、「生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)の具体的な検討」について初めて記載され、今年度の「骨太の方針2023」では、「生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)に向けた取組の推進」と記載されたことから、生涯を通じた歯科健診の実現に向けて更に取組を進めていく必要がある。
- 上記のことから、生涯を通じた歯科健診の実現に向けて制度面で対応していく必要がある。

2 事業の概要

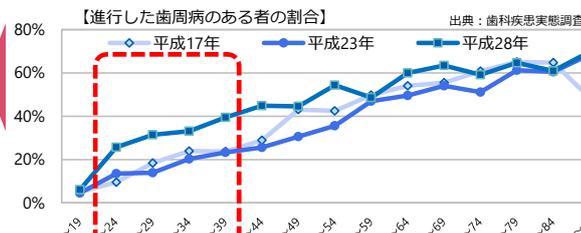
<現行の歯科健診(検診)制度>

| 現行 | 乳幼児期 | 学齢期 | 20代・30代 | 40~74歳 | 75歳以上 |
|-------|-------------------------------------|-----------------|---------------------------------------|--------|-------|
| (根拠法) | 乳幼児歯科健診(母子保健法) | 学校歯科健診(学校保健安全法) | 塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者に対する定期健診(労働安全衛生法) | | |
| 歯科健診 | 乳幼児歯科健診(母子保健法) (※下線部は実施主体が義務を負う) | 学校歯科健診(学校保健安全法) | 40、50、60、70歳 歯周疾患検診(健康増進法) | | |
| | | | 後期高齢者医療の被保険者に対する歯科健診(高齢者の医療の確保に関する法律) | | |

- 課題
- ◆ 20~30代については原則、歯科健診制度の対象となっていない
 - ◆ 近年、若年者の歯周病の罹患率が増加傾向

対応

生涯を通じた切れ目のない歯科健診の実現に向けて
歯周疾患検診の対象年齢に20歳、30歳を追加



3 実施主体等

- ◆ 実施主体:保健所設置市・特別区・市町村
- ◆ 補助率:1/3

2. 歯科医療施策について

(1) 歯科保健医療提供体制について

歯科医療提供体制の構築に向け、各都道府県が取り組めるよう、令和4年度から「歯科医療提供体制構築推進事業」を実施し、令和6年度も引き続き予算を計上している。各都道府県においては、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築に向け、同事業の積極的な活用を御検討いただきたい。

【PI 歯8】

また、令和2年度から、「歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業」において歯科保健医療データブックの作成を行っており、作成したデータブックを各都道府県に配布している。各都道府県における効果的・効率的な歯科保健医療施策の企画・立案に向けて、本データブックを活用いただきたい。また、自治体の歯科保健医療に関する取組を収集・分析し、好事例を紹介する医療情報サイトの構築をすすめている。これまでウェブサイトを作成しているが引き続き、自治体の事例収集等を行う予定であるため、御協力いただきたい。【PI 歯8】

(2) 地域医療介護総合確保基金について

平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、病床の機能分化・連携に必要な基盤整備、在宅医療の推進、医療従事者等の確保・養成に必要な事業を支援している。歯科保健医療に関する事業についても、在宅歯科医療の体制整備や歯科衛生士・歯科技工士の確保対策など、地域の実情に応じて実施されたい。【PI 歯9】

(3) 開設届出のなされた歯科技工所一覧のホームページ等への掲載について

無届の歯科技工所において作成された補てつ物等は、衛生上有害なものとなるおそれがあるため、無届の歯科技工所に補てつ物の作成等を委託することがないよう、これまでも注意喚起等の対応を依頼している（平成29年9月7日付け医政発0907第7号厚生労働省医政局長通知）。

しかしながら、いまだ、無届の歯科技工所が存在するとの情報が報告されていることから、改めて注意喚起等の対応を依頼するとともに、歯科医療機関等において、取引先の歯科技工所が開設の届出を出しているかどうかを的確に識別できるよう、都道府県等において、開設の届出がなされた歯科技工所について、管理番号を付与してホームページに一覧として掲載するよう依頼する通知を令和5年12月11日に発出した。【PI 歯10】

なお、届出がなされた全国の歯科技工所を確認できるよう令和6年7月より、厚生労働省のホームページ上に、各都道府県等のホームページへのリンクを掲載する予定であり、それまでの間にご対応いただくようお願いしたい。

(4) 災害時の歯科保健医療提供の体制整備について

災害時の避難生活の長期化に伴う生活環境の変化による口腔内環境の悪化は、栄養状態の悪化等、被災者の全身の健康に影響を与える可能性があることから、被災者に対する口腔の管理の重要性が認識されている。その

ため、各地域においては、災害時における歯科保健医療体制の構築にも取り組まれたい。

なお、平成30年度より、厚生労働省では、被災地域において歯科保健医療支援を行うチームを養成するため、人材育成の研修事業を補助事業（※災害歯科保健医療チーム養成支援事業。令和5年度補助先：公益社団法人日本歯科医師会）として実施しており、令和6年度も引き続き実施する予定である。【PI 歯11】

災害時の歯科保健医療活動の理解を深め、連携を推進する観点から都道府県職員においても積極的な参加をお願いしたい。

また、今般の石川県能登地方を震源とする地震においては、石川県知事より厚生労働大臣宛ての歯科医療従事者の派遣要請を受け、歯科保健課より日本歯科医師会宛て派遣の協力を依頼しており、JDAT（日本災害歯科支援チーム）が被災地において活動を行っている。【PI 歯12】

各都道府県宛てに、被災地への歯科医療従事者の派遣等の協力についての事務連絡を令和6年1月23日に発出したところであり、各自治体におかれては歯科医療関係の団体等から依頼があった場合にはご協力をお願いしたい。

拡充 歯科医療提供体制構築推進事業

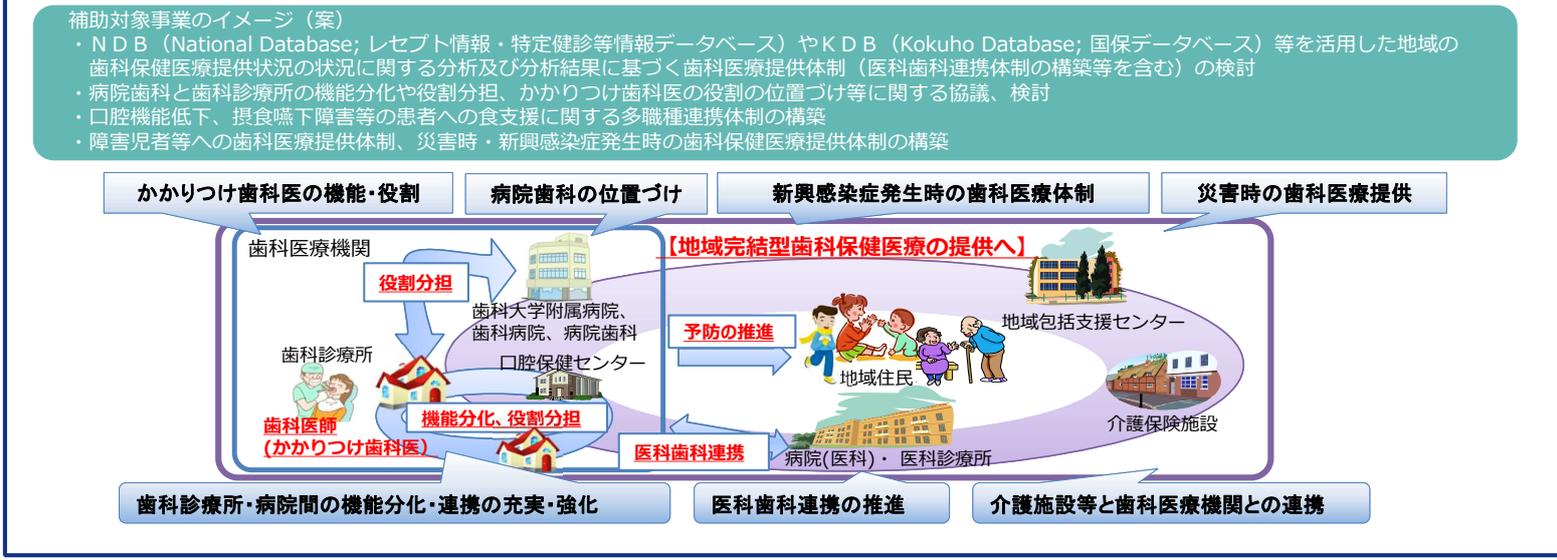
令和6年度当初予算案 2.7億円 (2.6億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ◆ 少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。
- ◆ 「骨太の方針2023」においても、「歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む」との方針が示されている。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

各都道府県における歯科医療提供体制の構築を推進するため、歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行う検討委員会を設置し、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築するための取組を補助する。**第8次医療計画の開始初年度であることを踏まえ、補助実施数を拡充する。【拡充】**
 【実施主体：都道府県】 補助率：1/2相当定額
 【事業実績】 4年度 6都道府県



拡充 推進 歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業

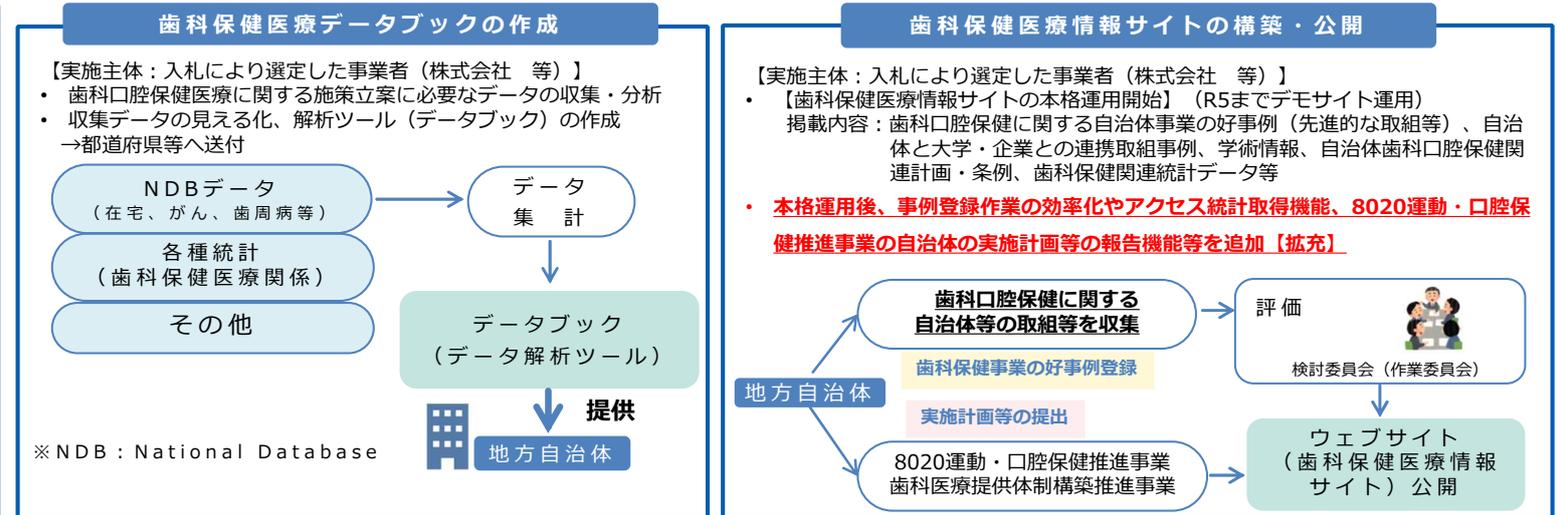
令和6年度概算要求額 81百万円 (66百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・ 歯科保健医療に関する地域分析に必要なデータは、様々な統計データの中に分散していたり、NDBの歯科部分の分析はあまり行われておらず、**データ活用・分析が進んでいない。**
- ・ 歯科保健医療推進のため、自治体関係者が歯科保健医療関係データを活用できるよう、歯科保健医療に関する各種データや自治体の歯科保健事業の情報収集及び精査・分析を行い、歯科保健医療データブックの作成及び歯科保健医療情報提供サイトの構築を進める。

令和6年度：引き続き、歯科保健医療データブックの作成するとともに歯科保健医療情報提供サイトの本格運用を開始

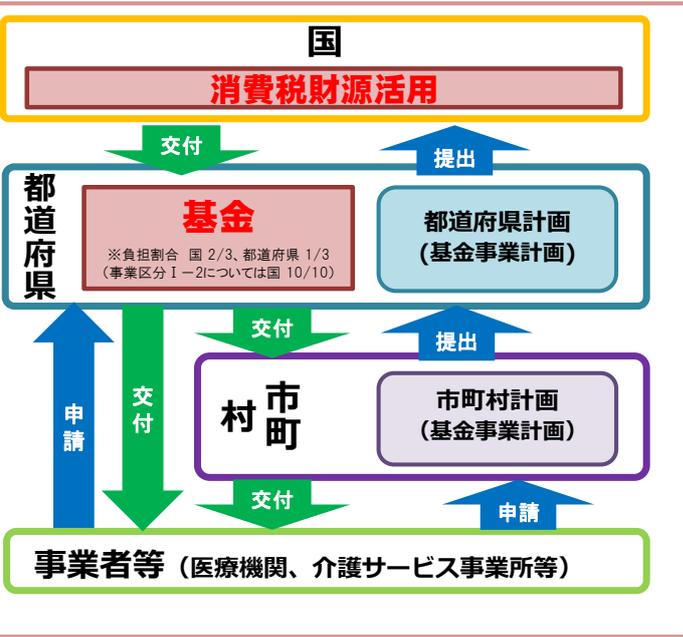
2 事業の概要・スキーム、実施主体



【事業実績】 ・ 本事業で構築する情報共有サイトへのアクセス数 2年度8,934件、3年度16,359件、4年度14,798件
 ・ 歯科疾患の予防のための措置等に資する事業の実施地方自治体数 3年度74箇所 (3年周期で調査実施のため4年度データなし)

地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の設備に関する事業

○地域医療介護総合確保基金における事業例（歯科関連事業のみ抜粋）

| 事業例 | 事業の概要 |
|--------------------------|---|
| 在宅歯科医療を実施するための設備整備 | 在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要な、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。 |
| 歯科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施 | 歯科・歯科連携を推進するため、がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修会を開催し、疾病予防・疾病の早期治療等に有用な歯科・歯科の連携に関する研修会の実施にかかる支援を行う。 |
| 歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備 | 歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。 |

歯科技工士法第21条第1項の規定に基づく開設届出のなされた歯科技工所の一覧のホームページ等への掲載について

（令和5年12月11日付医政局歯科保健課長通知）

背景

- 無届の歯科技工所において作成された補てつ物等は、衛生上有害なものとなるおそれがあるため、無届の歯科技工所に補てつ物の作成等を委託することがないように注意喚起等の対応を依頼（平成29年9月7日付け医政発0907第7号厚生労働省医政局長通知）
- しかし、いまだ、無届の歯科技工所が存在するとの情報が報告されていることから、無届の歯科技工所に関する情報に接した際には、実態を調査した上、速やかに開設の届出を行うよう指導を徹底し、貴管下の歯科医療機関等が無届の歯科技工所と補てつ物等の作成等について取引を行うことがないように、改めて注意喚起するとともに、以下の内容を依頼。

通知の内容

- 国民に安心・安全な歯科補てつ物等を提供する観点から、歯科医療機関等が、取引を行う歯科技工所が開設の届出を出しているかどうかを的確に識別できるよう、**都道府県等に対して、届出がなされた歯科技工所について、管理番号を付与してホームページに一覧として掲載するよう依頼。**
- 届出がなされた全国の歯科技工所を確認できるよう令和6年7月（予定）より、**厚生労働省のホームページ上に、各都道府県等のホームページへのリンクを掲載する予定としているため、それまでの間に対応いただくよう依頼。**

【ホームページ等への掲載事項の例】

- (1)管理番号
 - <例1>①都道府県名+②保健所名+③歯科技工所の番号
 - <例2>①都道府県番号+②保健所番号+③歯科技工所の番号
- (2)届出歯科技工所名
- (3)歯科技工所の所在地
- (4)その他、各保健所で必要とされる事項

※<例2>の「①都道府県番号」には都道府県コード（JIS規格）を、「②保健所番号」には各都道府県等が付与する保健所の番号を、<例1>及び<例2>の「③歯科技工所の番号」には各保健所が付与する歯科技工所の番号を使用してください。

※一覧に検索機能を備える等、開設届出の有無を簡便に確認できるようにしていただくとともに、**廃止届出がなされた歯科技工所の番号を新たに届出がなされた歯科技工所には付与せず、同一の管理番号が存在することのないよう**ご留意ください。

<例1>

| (1)管理番号 | (2)届出歯科技工所名 | (3)歯科技工所の所在地 | (4)・・・ |
|-------------|-------------|--------------|--------|
| 〇〇県-xx-0001 | 〇〇歯科技工所 | ××市〇丁目〇番〇号 | ・・・ |
| 〇〇県-xx-0002 | △△デンタルラボトリー | ××市△丁目△番△号 | ・・・ |
| ・・・ | ・・・ | ・・・ | ・・・ |

<例2>

| (1)管理番号 | (2)届出歯科技工所名 | (3)歯科技工所の所在地 | (4)・・・ |
|-------------|-------------|--------------|--------|
| 01-003-0001 | 〇〇歯科技工所 | ××市〇丁目〇番〇号 | ・・・ |
| 01-003-0002 | △△デンタルラボトリー | ××市△丁目△番△号 | ・・・ |
| ・・・ | ・・・ | ・・・ | ・・・ |

災害派遣医療チーム養成支援事業（歯科分野）

令和6年度概算要求額 5百万円（5百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害時には被災地の医療提供能力が低下するため、災害医療に従事する医療チームが被災地内外から参集し、被災地の医療提供能力が回復するまで、病院や避難所等において医療支援の継続が必要。
- 医療チームはその機能に応じて別々の役割を担っており、日本医師会災害医療チーム（JMAT）をはじめ、日本歯科医師会等の民間の医療チームが避難所、救護所等への巡回診療、在宅患者の診療等の支援を実施。
- 首都直下地震や南海トラフ地震等の巨大地震では、医療支援が長期間・広範囲になることが想定されることから、被災地における発災直後から医療提供能力が回復するまでの切れ目のない医療支援を目指すための養成事業を創設。

2 事業の概要

- 歯科医療従事者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、業務調整員（事務員）等）や当該歯科医療チームのリーダーに対して、関係機関等と連携し、災害時の歯科保健医療活動を円滑に実施するための研修（講義・演習）を行う。

災害時の連携・調整等

- ・被災都道府県（保健医療活動の調整本部）との連絡・調整
- ・JMAT等の医療活動との連携・調整
- ・保健衛生（保健師チーム等）等の保健活動との連携・調整
- ・警察、海上保安庁、監察医等の関係機関との協力・連携

災害時の歯科保健医療活動

- ・応急歯科治療
 - 避難所等における医療活動
 - 通院治療中、義歯破損・不適合等の有病者を対象
 - 災害発生から2週間以内の時期
- ・歯科保健活動
 - 避難所等における保健活動（歯科保健指導、災害関連疾病の予防、口腔ケア等）
 - 特に、高齢者（摂食・嚥下障害）、有病者（糖尿病）等に対するケアが重要
 - 避難生活開始から中長期にわたる時期
- ・遺体の身元確認への協力
 - 警察、海上保安庁、監察医等と連携し、個人識別への協力

3 実施主体等

公益社団法人 日本歯科医師会（名宛て）

11

JDAT (Japan Dental Alliance Team: 日本災害歯科支援チーム)について

- 災害発生後おおむね72時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援すること等を目的としている。

チーム構成

○日本災害歯科保健医療連絡協議会（※）が出勤要請した歯科支援チームであり、歯科医師を含む職種により構成される。

○被災地域のインフラや保健医療社会資源の状況によって、派遣チームにおける適切な構成職種は異なり、時期に応じた要望にあわせての調整が行われる。

【チーム構成例】

- ・歯科医師2名、事務職1名
- ・歯科医師1名、歯科衛生士2名
- ・歯科医師1名、歯科衛生士2名、歯科技工士1名、事務職1名

（※）大規模災害時における体制の確立に向けて歯科関係団体同士が有機的に連携して認識の共有を図り、もって各団体が共通認識の下に、被災地の歯科医療救護や被災者の歯科支援活動を迅速に効率よく行うことを目的に設置されたもの。

事務局は公益社団法人日本歯科医師会に置かれており、日本歯科医師会のほか、
・都道府県歯科医師会
・公益社団法人日本歯科衛生士会
・全国行政歯科技術職連絡会
・一般社団法人日本私立歯科大学協会
・国公立大学歯学部長・歯学部附属病院院長会議
等が構成されている。

活動方針

- ・歯科医療支援（巡回診療・仮設歯科医療救護所）
- ・歯科保健支援（巡回口腔ケア・歯科保健啓発活動）
- ・被災地歯科保健医療専門職支援
- ・被災自治体支援
- ・情報収集・把握と発信・共有
- ・その他、被災地からのニーズにあわせた支援

災害時の歯科対応・歯科支援チームと役割の推移

